

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業と社会の相互理解と合意形成を図る「パブリックリレーションズの発想」をグループ全社の事業を貫く経営戦略のひとつとしております。企業価値の最大化を遂行する上で、経営の健全性や効率性を高めるコーポレート・ガバナンスの徹底はもはや欠かせないものとなっていますが、社会の変容のスピードに法令整備が間に合わないような事態も度々見られるようになり、法令を遵守していればよいという消極的な姿勢では難局を乗り越えられない時代になりつつあります。

当社の「パブリックリレーションズの発想」は、株主や投資家の皆様はもちろんのこと、顧客企業や社員、地域を含めた社会全体が企業に何を求め、次に何を期待するのかを読み、自らが発端となり、仕掛け備えるという戦略的コーポレート・ガバナンスを実践する上で大きく機能しており、企業としての持続的な成長と長期的な企業価値の向上を目指しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使】

当社は、現時点におきましては、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳は行っておりません。今後、当社の株主における機関投資家や海外投資家の比率が増す場合には、随時、導入を検討してまいります。

【補充原則3-1-2 株主総会における権利行使】

当社は、海外投資家等の比率に鑑みて、現在、英語での情報の開示・提供を行っておりません。今後、海外投資家等の株主比率や企業価値向上の施策に応じて、英語での情報開示を検討してまいります。

【補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用】

当社は、独立社外取締役を増員したものの取締役会の過半数にはまだ達していないこともあり、指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、独立した諮問委員会を設置すること等により、客観性・透明性の確保を検討してまいります。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性の分析・評価とその結果の概要】

2019年度において、当社は取締役会の実効性評価を実施しておりません。

しかし、当社取締役会は、多様な見識・経験を有する取締役による活発な議論が行われており、重要な議案についてはリスクの観点等からも精査し、率直かつ忌憚のない議論および慎重な検討を行っております。

また、監査等委員である取締役を中心に、業務執行取締役との意見交換、議論の機会を多く設けることや情報収集や、監査・監督の実効性を高めることを目的とした常勤監査等委員の設置により、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行う等、適切で意義ある意思決定がなされるよう努めております。加えて、社外取締役を1名増員しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、政策保有株式を原則として保有しないこととしております。

ただし、投資対象会社との業務提携等を通じて、当社の持続的な事業成長において相乗効果が期待できる場合には、保有することを検討いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役の競業取引や関連当事者取引に対して、取締役会への事前決議を義務付けております。その決議に際しては、該当する役員を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外しております。

その後、事前決議した関連当事者取引について、毎月開催される定時取締役会にて、取引状況を報告することでモニタリングを実施しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度を採用していないため、開示する内容はございません。

ステークホルダーの一員である従業員への還元策として、企業年金のアセットオーナーとして機能発揮できる企業年金の導入を今後検討してまいります。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念・経営戦略・経営計画

企業理念、経営戦略、経営計画等を当社ホームページ、決算説明資料にて開示しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスの基本方針を当社ホームページ、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、役員の報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、株主総会決議により、取締役(監査等員である取締役を除く。)の報酬等の額を年総額200百万円、監査等委員である取締役の報酬等の額を年総額30百万円としており、その総額の範囲内において、

役員報酬規程に則った報酬額を設定しております。

(4) 経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補の指名にあたっては、当社の発展に貢献できる人物であり、管掌部門における問題の的確な把握と問題解決への対応力、また、コンプライアンスの高い見識等、総合的に判断し、取締役会の決議をもって取締役候補の指名を行っております。

また監査等委員である取締役候補については、当社の健全な経営と社会的信用の維持向上に資する人物で、中立的・客観的に監査・監督を行うことができる候補者であることを基準に選定し、監査等委員会で検討・同意をした上で、最終的に取締役会にて決議しております。

(5) 取締役の選任・指名についての説明

取締役会において、選任理由を明確にした上で決議を行っております。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務(1)】

当社は、取締役会に付議すべき事項について「取締役会規程」に規定しており、加えて、職務権限規程及び稟議規程に基づき、代表取締役社長、管掌取締役、執行役員、本部長、部長等の権限を明確に定め、それに基づき決定機関・決定者が審議・決裁をしています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める独立性基準をもとに当社の判断基準として、取締役会で審議・決議することで独立社外取締役の候補者を選定しております。

独立社外取締役の資質としては、上記の基準に該当かつ客観的にも独立性があると判断されること、当社の持続的な成長と企業価値向上に向けて、適切な経営判断のための検討ができる人物としております。

【補充原則4-11-1 取締役の選任に関する方針・手続】

当社の取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方については、取締役候補の指名の方針と同様であり、3-1-(4)の記載のとおりであります。

なお、当社取締役会は、専門知識や経験等が異なる多様な取締役で構成しておりますが、今後の持続的な成長に向けて、取締役会の機能が効果的・効率的に発揮できる適切な人員を検討することで、更なるガバナンス強化を目指してまいります。

【補充原則4-11-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社では、監査等委員である取締役の一部は他の上場会社の役員を兼任しておりますが、兼任数は合理的な範囲であり、かつ社外取締役であることから、当社の取締役としての役割・責務を十分果たす上で支障はないと考えております。

なお、当社の役員の兼務状況は、当社ホームページに掲載している株主総会招集通知、有価証券報告書で開示しております。

【補充原則4-14-2 取締役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役・監査役に対して、少なくとも年一回、外部セミナーや外部講師を活用して、コンプライアンス等、職責や業務上必要な知識・能力の向上に努めることとしています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、投資家対応の取締役を明確にすると共に、経営企画部をIR担当部署としております。株主や投資家に対しては、決算説明会を半期毎開催し、その際、会場に来場できない株主・投資家に対する情報提供として、決算説明資料を当社ホームページにて掲載をし、適切な情報開示に努めております。

なお、株主の皆様との対話におけるインサイダー情報の管理については、社内研修や外部セミナー等で管理体制を徹底しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
次原 悦子	5,652,400	37.21
株式会社ネクストフィールド	992,000	6.53
中田 英寿	814,400	5.36
渡邊 徳人	737,800	4.86
小林 正晴	680,800	4.48
久貝 真次	367,600	2.42
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURGS.A. 1300000	321,700	2.12
長尾 里絵	215,000	1.42
高橋 恵	206,600	1.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	199,500	1.31

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	6 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田中 博文	その他											
豊田 基嗣	公認会計士											
長井 亨	その他											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中 博文	○	○	独立役員	上場企業の広報責任者や、当該上場企業の子会社取締役を歴任しており、業務執行における監査・監督機能強化を目的として、監査等委員である取締役(社外取締役)に選任しております。 独立役員として指定した理由は、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したためであります。

豊田 基嗣	○	○	独立役員	公認会計士としての能力・知見を有しており、業務執行における監査・監督機能強化を目的として、監査等委員である取締役(社外取締役)に選任しております。 独立役員として指定した理由は、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したためであります。
長井 亨		○	独立役員	証券業界における実績から金融分野における幅広い知見と豊富な経験を有しており、業務執行の監督機能強化への貢献及び客観的な視点からの助言等を目的として、社外取締役に選任しております。 独立役員として指定した理由は、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したためであります。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助するため、グループ管理本部内で補助人を配置しております。
配置された補助人は、監査等委員の指揮命令に基づき業務を行うこととしており、かつ社内規程において、補助人の独立性の確保に努めることと規定しております。
また、当該補助人に係る人事に関しては、取締役は監査等委員会が選定する監査等委員の同意を得ることとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人は、定期的かつ密接に相互連携して情報交換を行い、討議等を重ね連携を図っております。また、内部監査室による監査実施状況については、監査等委員会へ定期報告を実施することとしており、両者が連携して、実効性の高い監査を実施しております。
加えて、監査等委員会と内部監査室と会計監査人が、情報交換する三様会議も定期的に行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、2013年9月26日開催の当社定時株主総会において、ストックオプションの発行決議しており、2019年8月をもって権利行使期限を迎えました。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

取締役の他、従業員に対しても、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。また、契約クライアントおよび顧問弁護士とは、契約継続や取引関係強化を目的として、ストックオプションを付与しております。直近では、2019年3月に従業員のみを対象とした税制適格ストックオプションの発行を実施致しました。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。下記の通り、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

役員報酬の内訳 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

取締役(監査等委員である取締役を除く。)	3名	113,040千円
監査等委員である取締役	3名	23,599千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

当社では、選任の担当者は配置しておりませんが、グループ管理本部にて社外取締役の業務サポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査等委員会設置会社として、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の業務執行において、監査・監督を可能とする経営体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実が図れるように努めております。

取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名(うち、社外取締役1名)および監査等委員である取締役3名(うち、社外取締役2名)で構成されており、原則として月1回の定時取締役会を開催することとしております。また、緊急議案発生の場合には速やかに臨時取締役会を開催し、迅速な経営判断ができる体制を構築しております。

監査等委員会は、常勤監査等委員1名および非常勤監査等委員2名で構成しております。また、非常勤監査等委員2名は社外取締役であります。各監査等委員は、取締役会等の重要会議に出席し意見陳述を行うこととともに、内部統制システムを活用して業務執行を組織的に監査・監督できる体制となっております。更に、会計監査人や内部監査室と適宜連携をとることにより情報の共有を行い、監査の実効性を確保しております。

当社は、会社法に基づく会計監査人および金融商品取引法に基づく監査について、EY新日本有限責任監査法人を選任しております。前事業年度に業務を執行した公認会計士の氏名は、伊藤 栄司氏、本多 茂幸氏であり、監査証明業務にかかる補助者は、公認会計士8名、その他13名であります。

また、監査等委員会、監査法人、内部監査室が適宜連携をとることにより情報の共有を行い、監査・監督の実効性を確保しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを一層充実することとともに、取締役(監査等委員である取締役を除く)への権限委任により迅速な経営判断を行い、経営の効率性を高めることで更なる企業価値向上を図ることを目的として、2017年9月27日開催の第32回定時株主総会の決議を経て、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

監査等委員会設置会社へ移行した現行の体制は、経営の公正性及び透明性を維持し、経営における監査・監督の十分な機能確保、内部統制及びコンプライアンス遵守の徹底、迅速かつ適切な意思決定、効率的かつ効果的な経営及び業務執行を従来以上に実現できる体制であると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	社内手続・法的手続が完了次第、弊社HPへ情報を開示するように努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は、集中日を回避した日程で開催するよう努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上の開催を予定しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家向けに1on1MTGを積極的に実施しており、定期的な説明会は現在検討しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、中期経営計画等を掲載しております。 http://www.ssu.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	グループ管理本部 経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、企業の社会的責任を強く意識し、地震等被災地への寄付、点字入り名刺の採用(障がい者雇用の創出支援)、再生可能なLIMEXの利用等のほか、各事業における企画提案に環境保全や貧困問題解消等への取組みに繋がる内容を積極的に取り入れるなど、CSR活動に積極的に取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、「内部統制システム構築の基本方針」として取締役会で決議した内容は以下のとおりであります。（当社の「内部統制システム構築の基本方針」は、2009年4月15日開催の取締役会において決定され、直近では2018年9月21日付で一部改定しております。）

1 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社はコーポレート・ガバナンス体制として、監査等委員会設置会社を選択し、取締役会、監査等委員会を設置する。これは、取締役会の議決権を有する監査等委員である取締役が監査等を行うことにより、監査・監督の実効性を向上させ、また社外取締役の比率を高めることで、取締役会を監督する機能を一層強化し、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的としている。なお、重要な業務執行の決定の一部を取締役（監査等委員である取締役を除く。）へ委任することにより、取締役会における迅速な意思決定を実現するものとする。

(1) コーポレート・ガバナンス

ア 取締役及び取締役会

取締役会は法令・定款等に則り、経営の重要事項を決定し、取締役の業務執行を監督するとともに、原則として月1回の定時取締役会を、緊急議案発生の場合には速やかに臨時取締役会を開催し、重要な業務執行の決定及び法定事項に対して迅速な経営判断ができる体制を構築する。

イ 監査等委員会

監査等委員会は、法令の定める権限を行使するとともに、会計監査人及び内部監査室と連携して、「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査等基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査等を実施する。

(2) コンプライアンス

ア コンプライアンス体制

当社は、取締役及び社員がコンプライアンスに則った企業活動を実践するため、グループ共通の「リスク・コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス推進とリスク管理を一体で実施し、その目的達成のため諸施策を講じる。

イ 公益通報制度

コンプライアンス上問題のある行為を知った場合に備え、グループ共通の「公益通報者保護規程」を定め、当社グループ全体のコンプライアンスの報告・相談窓口として、公益通報窓口を設置する。

(3) 内部監査

業務執行者の職務執行の妥当性及びコンプライアンスの状況につき調査するため、代表取締役社長直轄の組織として内部監査室を設置し、内部監査に関する基本的事項を「内部監査規程」に定め、内部監査室及び必要に応じて代表取締役社長に任命された監査担当者が、監査を統轄、実施する。内部監査の結果は定期的に取締役会に報告されるものとする。

(4) 反社会的勢力対策

社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は、法令等違反に繋がるものと認識し、その対応としてグループ共通の「反社会的勢力対策規程」を定め、当社グループ全体で反社会的勢力との関係を遮断する。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 情報の保存及び管理

当社は、情報セキュリティマネジメントシステム「ISO27001」の認証を受け、関連諸規程に則り、情報セキュリティ管理策を継続することにより、取締役及び社員の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行う。

(2) 情報の閲覧

取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理体制

当社グループ全体を対象としたリスク・コンプライアンス委員会を原則として四半期ごとの3ヶ月に一度開催する。事業上のリスクを会社単位及び業務単位で検討し、管理する。

(2) 決裁制度

当社及びグループ会社は、各部門の長がその分掌業務の執行にあたり、決裁取得を必要とする事項については、「職務権限規程」に基づき個別に申請のうえ決裁を取得する。また必要に応じ経過報告を行い、完了後は完了報告を行う。

(3) 大災害発生時の体制

大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、当社代表取締役社長を本部長とするグループ会社全体の対策本部を設置し、速やかに措置を講じる。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 経営方針、経営戦略及び経営計画

当社及びグループ会社は、会社ごと及びグループ全体の経営方針、経営戦略及び経営計画を策定し、グループ各社の全取締役、社員が共有する目標を定め、取締役はその経営目標が予定通り進捗しているか検証し、当社取締役会及びグループ各社の取締役会等において定期的に報告を行う。

(2) 執行役員制度

当社は執行役員制度を導入し、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離し、業務執行責任の明確化と迅速化を図る。なお、取締役会は執行役員の任命及び業務執行状況の監督を行う。

5 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社と関係会社の相互の利益と発展を目的とし、「関係会社管理規程」を定める。当社グループ管理本部管掌執行役員は、子会社の経営状況と財務状況を常に把握し、取締役에게報告する。又、経営上の重要事項は子会社で決定する前に報告を受け、取締役に報告するとともに子会社に対し必要な指導と助言をする。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制」の通り、グループ一体となった体制を構築する。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 (1)経営方針、経営戦略及び経営計画」の通り、グループ各社及びグループ全体の体制を構築する。

(4) 子会社の取締役等及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア コーポレート・ガバナンス

当社グループ各社の状況に適したコーポレート・ガバナンスを構築する。

イ コンプライアンス

「リスク・コンプライアンス規程」をグループ会社に範囲を広げ、公益通報窓口は社内外へ設置し、社内窓口は内部監査室とする。

ウ 内部監査

当社の内部監査室は、当社グループ各社に対し監査を実施し、当社代表取締役社長に報告する。監査等委員会及び会計監査人は、独自に当社グループ各社に対して監査を行うものとする。

エ 反社会的勢力対策

「1 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (4)反社会的勢力対策」の通り、グループ一体となった体制を構築する。

6 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するために、金融商品取引法に基づきグループ共通の諸規程を整備し、財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を行う。内部統制の整備・運用の実施は、各社業務部署の責任の下で実行され、評価は内部監査室が行う。なお、その評価結果は取締役会及び監査等委員会に報告する。

7 監査等委員会がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する体制及び当該社員の取締役からの独立性に関する事項並びに当該社員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、当該社員を選出し対応する。

当該社員の人事異動、人事考課等については監査等委員会の同意が必要であるものとする。

当該社員が他部署の業務を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとする。

8 監査等委員会への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 監査等委員である取締役による重要会議への出席

監査等委員である取締役は、取締役から業務執行の状況その他重要事項の報告を受ける他、その他重要な会議に出席する。

(2) 当社グループ各社の役員及び社員による監査等委員会への報告

当社グループ各社の役員及び社員は、当社監査等委員会から業務執行について報告を求められた場合、又は当社グループ会社に著しく影響を及ぼす重要事項、法令定款違反の不正行為、その他これに準ずる事実並びにそのおそれのある事実を知った場合には、遅延なく当社監査等委員会に報告する。又、監査等委員会は必要に応じ、いつでも当社グループ各社の役員及び社員に報告を求めることができる。

(3) 内部監査の報告

内部監査室は、監査等委員会に内部監査結果及び監査状況等を定期的に報告する。

(4) 公益通報制度

通報に不利益が及ばないグループ共通の公益通報者窓口を設置し、通報内容を監査等委員会に報告する。

(5) その他

当社グループ会社は、上記の報告を行った役員及び社員に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止する。

9 会社の監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

10 その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 内部監査室、会計監査人との連絡

監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人より、それぞれ監査計画を事前に受領するとともに、定例会議を開催し、監査方針及び監査結果報告にかかる意見交換を行うことができる。監査等委員会は、当社グループ各社の監査役と連絡し、当社グループ各社における業務執行に関する意見を徴するため、グループ経営にかかる相互情報交換を行うことができる。

(2) 外部専門家の起用

監査等委員会が必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを任用することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力とは取引関係を含む一切の関係を持たず、不当要求に対しては毅然とした対応をとることを基本方針としています。

(2) 反社会勢力排除に向けた整備状況

当社は、「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力に対して毅然とした対応をとることとしております。
同規程は全社員が閲覧できるようにし、その啓発に努めております。

当社では、グループ管理本部長を担当責任者とし、警察等の外部専門機関と連携し、反社会勢力に関する情報収集等に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

